

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 35 回 農業委員会 総会 議事録

令和 5 年 5 月 26 日

佐呂間町 農業委員会

議事録署名委員	4	田中 裕二	委員
	5	山前 満	委員

第 35 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 5 年 5 月 26 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸
4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕
佐呂間町農業委員会事務局次長 阿部 真
佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	齊藤 浩明	9	橋本 聡
2	小西 利幸	10	和泉 茂樹
3	山口 浩之	11	平川 智司
4	田中 裕二	12	青野 英一郎
5	山前 満	13	田村 通啓
6	中谷 由広		
		15	堀北 勝美
8	今部 好幸	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
7	川村 良則		
14	山田 裕之		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定
について
議 案第 2 号 現況証明願について
議 案第 3 号 令和 4 年度最適化活動の点検・評価について
報告事項第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局 長	<p>只今から、35回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中14名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、4番 田中委員さん、5番 山前委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。</p> <p>番号1 土地の所在が知来371番3、現況地目が畑で面積42,437㎡、契約期間は平成25年4月25日から令和5年4月30日まで、合意解約の成立の日が令和5年3月15日引き渡しの日が令和5年4月30日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号2 土地の所在が知来373番7、現況地目が畑で面積25,466㎡、契約期間は平成25年4月25日から令和5年4月30日まで、合意解約の成立の日が令和5年2月10日引き渡しの日が令和5年4月30日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号3 土地の所在が若里710番19外9筆、現況地目畑が92,870㎡、採草放牧地が11,640㎡、合計面積104,510㎡、契約期間は平成25年5月28日から令和5年5月31日まで、合意解約の成立の日が令和5年3月1日引き渡しの日が令和5年5月31日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号4 土地の所在が若里807番3外5筆、現況地目が畑で合計面積24,811㎡、契約期間は平成25年5月28日から令和5年5月31日まで、合意解約の成立の日が令和5年3月1日、引き渡しの日が令和5年5月31日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号5 土地の所在が東101番2、現況地目が畑で面積26,638㎡、契約期間は平成23年2月28日から令和3年2月28日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和5年4月10日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号6 土地の所在が東72番1外4筆、現況地目が畑で合計面積64,515㎡、契約期間は平成23年2月28日から令和3年2月28日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和5年4月10日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号7 土地の所在が東97番2、現況地目が畑で面積9,101㎡、契約期間は平成23年2月28日から令和3年2月28日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和5年4月10日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号8 土地の所在が浜佐呂間298番1外3筆、現況地目が畑で合計面積63,444㎡、契約期間は浜佐呂間298番1と298番5が平成29年11月28日から令和9年11月30日まで、浜佐呂間487番と488番が平成26年3月31日から令和6年3月31日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和5年1月30日、通知者が、賃貸人</p>

<p>議 長</p> <p>各 委 員 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は一部売買です。</p> <p>番号 9</p> <p>土地の所在が浜佐呂間 494 番 1、現況地目が畑で面積 9,585 ㎡、契約期間は平成 30 年 10 月 29 日から令和 10 年 10 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 1 月 30 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●●●●●●●。解約後は売買です。</p> <p>番号 10</p> <p>土地の所在が浜佐呂間 500 番 1、現況地目が畑で面積 9,056 ㎡、契約期間は令和 4 年 1 月 31 日から令和 14 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 1 月 30 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買です。</p> <p>番号 11</p> <p>土地の所在が浜佐呂間 500 番 3 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 9,415 ㎡、契約期間は令和 2 年 12 月 25 日から令和 12 年 12 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 1 月 30 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は一部売買です。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p> <p>——— 異議なし ———</p> <p>報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。 次に、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>番号 1.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が遠軽町 ●●●●さん。土地の所在が知来 371 番 3、現況地目が畑で面積 42,437 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 5 月 29 日から 10 年間、賃貸料は年額 50,000 円、10 ㎡当たり 1,200 円で、前回も 1,200 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から 1 回実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと（1 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、道道知来東線の南側、知来 16 号付近の土地となります。</p> <p>番号 2.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が旭川市 ●●●●さん。土地の所在が知来 373 番 7、現況地目が畑で面積 25,466 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 5 月 29 日から 10 年間、賃貸料は年額 30,000 円、10 ㎡当たり 1,200 円で、前回も 1,200 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 3 月 10 日から 1 回実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと（1 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、道道知来東線の南側、知来 16 号付近の土地で番号 1 の隣接地となります。</p>
--	---

番号 3.

利用権の設定等を受ける者が、若里 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 710 番 19 外 15 筆、現況地目畑が 117,681 m²、採草放牧地が 11,640 m²、合計面積 129,321 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 6 月 1 日から 10 年間、賃貸料は年額 308,000 円、10 ㍻当たり 2,400 円で、前は 2 契約でしたが、総額では同額のあっせんとなっています。あっせん会につきましては、令和 5 年 3 月 9 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（2 ページ）です。申請地につきましては、若里基線道路沿い、若里西富幹線道路との交差点付近の土地となります。

番号 4.

利用権の設定等を受ける者が、東 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が東 ●●●●さん。土地の所在が東 101 番 2、現況地目が畑で面積 26,638 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 5 月 29 日から 10 年間、賃貸料は年額 130,000 円、10 ㍻当たり 4,900 円で、前回は 4,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 1 月 6 日から 3 回実施しております。

図面で説明いたしますと（3 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線の北側、役場から東へおよそ 1.4km ほどの土地となります。

番号 5.

利用権の設定等を受ける者が、東 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が東 ●●●●さん。土地の所在が東 72 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 73,616 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 5 月 29 日から 10 年間、賃貸料は年額 300,000 円、10 ㍻当たり 4,100 円で、前回は 4,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 12 月 9 日から 3 回実施しております。

図面で説明いたしますと（3 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線の両側、役場から東へおよそ 1km ほどの土地となります。

番号 6.

利用権の設定等を受ける者が、浜佐呂間 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間 298 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 85,773 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 4,815,000 円、10 ㍻当たりの単価は 56,000 円です。あっせん会につきましては、令和 5 年 3 月 29 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（4 ページ）です。申請地につきましては、浜佐呂間市街から佐呂間方面へ 500m から 1km 付近にかけての土地となります。

番号 7.

利用権の設定等を受ける者が、北 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が宮前町 ●●●●さん。土地の所在が西富 278 番 2 外 3 筆、現況地目畑が 31,419 m²、採草放牧地が 26,120 m²、合計面積 57,539 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 1,100,000 円、10 ㍻当たりの単価は 19,000 円です。あっせん会につきましては、令和 5 年 4 月 11 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページ）です。申請地につきましては、佐呂間町営スキー場北側の土地となります。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

青野委員

何か質問等、ありませんでしょうか。

番号 1 について、単価が 1,200 円と安いですが、理由があるのですか。

堀北委員	山の頂上付近の土地で、傾斜がきつく雨が降ったらぬかるんで上がっていけないような場所です。土地自体も傾斜地で平らなところはほとんどなく、沢が走っている部分もあるため、この金額となっています。
山前委員	番号5について、図面を見ると畑の中に、賃貸されない部分があるように見えるが、ここはどういうことか。
事務局	河川用地になっている部分です。耕作者が河川占用の許可を得て耕作しているので、今回の賃貸借には含まれない形となっています。
議長	他に質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各委員	———異議なし———
議長	議案第1号は原案どおり決定いたします
事務局	議案第2号 現況証明願について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第2号 現況証明願について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。 番号1. 土地の所在が仁倉689番2、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は原野、面積11,238㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 仁倉 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと、(6ページ)です。申請地は、仁倉7線道路の北西側、●●●●宅の北側の土地となります。 番号2. 土地の所在が仁倉12番、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は山林、面積5,558㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 北見市 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと(7ページ)です。申請地は、仁倉浜佐呂間8線道路の東側、仁倉と浜佐呂間の境界付近の土地となります。 番号3. 土地の所在が浜佐呂間298番5外1筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は298番5が原野で501番1が雑種地、合計面積5,727㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 北見市 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと(8ページ)です。申請地は、道道留辺薬浜佐呂間線沿い浜佐呂間市街から佐呂間方面へ500mほどの土地と800mほどの土地となります。 以上です。
議長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各委員	———異議なし———
議長	議案第2号は原案どおり決定いたします
事務局	議案第3号 令和4年度最適化活動の点検・評価について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号 令和4年度最適化活動の点検・評価について 令和4年度最適化活動の点検・評価について、別紙により審議願います。 別紙でお配りしています、別紙様式5、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表をご覧ください。 令和4年2月2日付、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、令和4年度から最適化活動の目標の設定を行っており、毎年5月末までに総会で前年度の点検評価を行うこととなっております。

主だった内容を説明致します。

1 ページ目農業委員会の状況は、令和 4 年 4 月 1 日現在の状況を記載することとなっているため、目標設定時の状況をそのまま記載しています。

2 ページ目から 5 ページ目にかけての最適化活動の実施状況では、成果目標として農地の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進について、活動目標として活動日数等について、目標と実績を記載しています。

農地の集積については、新規集積面積は目標を大幅に上回っているものの、離農跡地で集積ができない土地などもあったことから、集積率は若干下がっている状況です。新規参入の促進については、相談会への参加を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で相談会の参加人数が制限されたことから、昨年度は参加できませんでした。

目標の達成状況については、皆さんから提出いただいた活動記録をもとに、活動日数を集計し、また集積率などを点数化して計算したところ、農業委員会全体として「期待通りの結果が得られた」という結果となりました。各委員ごとの結果についても人数で記載されていますので参考までにご覧ください。

最後のページでは、事務処理件数等について記載しています。

以上、ご意見・ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

以上です。

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等、ありませんでしょうか。
質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

——— 異議なし ———

議長 議案第 3 号は原案どおり決定いたします
その他
各委員さんの方から何かありませんか。

——— ありません ———
なければ第 35 回農業委員会総会を終ります。

議 長

各 委 員

議 長

各 委 員

議 長